



令和4年11月9日

各位

会社名 株式会社TKC
代表者 代表取締役 社長執行役員 飯塚 真規
(コード番号9746 東証プライム市場)
問合せ先 取締役 常務執行役員 中西 清嗣
(TEL 03-3235-5511)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、令和4年11月9日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を令和4年12月16日開催予定の第56期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 定款変更の目的

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されましたので、株主総会資料の電子提供制度導入に伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行定款第15条)は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 定款の変更内容

現行定款	変更案
第1条 と (記載省略)	第1条 と (現行どおり)
第14条	第14条
<u>第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>	(削除)
<u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参</u>	

<p><u>考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置をとる場合には、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	
<p>(新 設)</p>	<p><u>第15条 (電子提供措置等)</u> <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>②当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>第16条 く (記載省略)</p>	<p>第16条 く (現行どおり)</p>
<p>第43条 (新 設)</p>	<p><u>附 則</u> <u>第1条 (株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u> <u>2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前の定款第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) は、なお効力を有する。</u> <u>②本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款の一部変更を付議する株主総会開催日は、令和4年12月16日（金）を予定しております。

以上